

2017年7月11日

お客さま各位

伊豆箱根交通株式会社

## 運賃過収受に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の湯河原営業所及び小田原営業所で管理する営業車両（トヨタ アルファード 7人乗り）において、お客さまから過剰に運賃を収受していた事実が判明いたしました。

ご利用いただきましたお客さまをはじめ、関係者の皆さまには、多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今般の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。

なお、本件については判明後、関係当局へ報告いたしております。詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 判明日、営業所、営業車両

判明日 2017年4月19日（水）

営業所 湯河原営業所及び小田原営業所

営業車両 トヨタ アルファード 7人乗り 計2台

#### 2. 内 容

「大型車両」（乗車定員7人 時間制貸切運賃30分～3,720円）として、本来登録すべきところを、「特定大型車両」（乗車定員9人以上 時間制貸切運賃30分～4,050円）と誤って登録してしまい、ご利用のお客さまから正当な金額より多く運賃をお支払いいただいております。

#### 3. 対象期間・運行本数

湯河原営業所 2015年7月7日（火）～2017年4月19日（水）353件

小田原営業所 2017年2月1日（水）～2017年4月19日（水）29件

#### 4. 判明経緯 社内調査により判明いたしました。

#### 5. 原 因 担当者の確認不足

#### 6. 再発防止 複数名のチェック機能の充実をはかります。

#### 7. お客さまへの対応：

当社のWebサイト及び対象営業所にて「お詫びとお知らせ」を掲出いたしました。

上記期間中に対象車両にご乗車いただいたお客さまには、ご利用時の状況をお伺いしたうえで代金の差額を返金させていただきます。

8. 本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

伊豆箱根交通株式会社 運行営業部営業課      Tel (055) 984-1502

(受付時間 平日：10時から16時30分)

※お手数ですが問合せ時に、『過収受の件』とお申し出ください。

以 上